

第2次始良市環境基本計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和5年4月

始良市 生活環境課

問い合わせ・提出先

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地

始良市役所 市民生活部

生活環境課 生活環境係

TEL・0995-66-3111 fax・0995-65-5559

E-mail : seikatsu@city.aira.lg.jp

第2次始良市環境基本計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

第2次始良市環境基本計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務に対する実績・経験等を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1) 業務名 第2次始良市環境基本計画策定業務
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月21日まで
- (3) 業務内容 別に定める「第2次始良市環境基本計画策定業務委託・仕様書」のとおり
- (4) 見積限度額 見積限度額は8,086,000円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）を限度とする。
- (5) 最低制限価格 最低制限価格は設けないこととする。

2 応募者の参加資格要件

参加表明書の提出者に要求される資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5年度入札参加資格審査申請書を本市に提出している者であること。
- (3) 本業務の公告日から受託者の選定が終了するまでの期間において、始良市建設工事等有資格者の指名停止に関する要領（平成22年始良市訓令第56号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 共同事業体（JV）を構成し、参加表明書等を提出することは不可とする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であること及び同条第2号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認

定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 地方公共団体が発注する、環境基本計画等の策定業務（策定支援）を元請として受注（現在、履行中の業務を含む）した実績を有すること。
- (8) 本業務の実施に際し、委託事業者としての責務を達成するために必要な資格者を配置できる者であること。

3 スケジュール（予定）

内 容	日 時 等
公募書類の交付 （公告期間）	令和5年4月5日（水）～4月18日（火） ※始良市ホームページからダウンロード
質問の受付期間	令和5年4月14日（金）17時まで
質問に対する回答	順次ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和5年4月18日（火）17時まで
提案書の提出期限	※参加資格確認後 令和5年4月28日（金）17時まで
プレゼンテーション・ ヒアリング	令和5年5月9日（火）午前中（予定）
審査結果の通知	令和5年5月10日（水）（予定）

※現段階におけるスケジュール（予定）であり、プレゼンテーション・ヒアリング以降のスケジュールについては変更する場合がある。

4 公募書類の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の公募書類は、始良市公式ホームページで公表・配布し、窓口及び郵送での配布はしない。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) 仕様書
- (3) 各様式集

5 参加表明書の提出等

- (1) 本プロポーザルに参加する意思がある者は、次の書類を提出すること。
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 会社概要調書（様式第2号）
 - ③ 業務実績調書（様式第3号）
 - ④ 配置予定者調書（様式第4号）
- (2) 提出期限 令和5年4月18日（火）17時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送

- ① 「プロポーザル参加表明書在中」と明記した封筒に同封すること。
- ② 持参の場合の受付時間は8時30分から17時まで（土・日を除く）。
- ③ 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地

始良市役所 市民生活部 生活環境課 生活環境係 宛

6 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式第5号）により、ファックス又は電子メールにて提出すること。また、質問内容によって、事業者の選定に公平性が保てないと判断される場合には、回答しないことがある。

(1) 質問の受付期限 令和5年4月14日（金）17時まで

(2) 提出方法 質問書（様式第5号）に記入して、ファックス又は電子メールにて提出すること。（電話等で必ずメールの受信確認をすること。）

① FAX 番号：0995 - 65 - 5559

② 電子メールアドレス：seikatsu@city.aira.lg.jp

(3) 回答方法 期限までに到達した質問事項に対する回答は、順次、始良市ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

参加資格を確認後、提案書の提出依頼を受けた者は、次のとおり提案書等を提出すること。また、作成及び提出に要する費用は応募者の負担とする。

なお、参加資格の確認結果は、確認後直ちに電子メール等により通知する。

(1) 提出書類

① 提案書提出届（様式第6号）：1部

② 提案書（様式任意）：10部（A4版）

※次のア～エに掲げる内容を網羅すること。

ア 本業務の実施方針

イ 本業務の実施体制

ウ 本業務の実施スケジュール

エ 環境基本計画策定業務（策定支援）における専門能力やノウハウを生かした独自の技術提案

※特に、提案を求めたい事項は「8 特に提案を求むる事項」に記載のとおり

オ 提案書（「特に提案を求むる事項」を含む）には、提案者を特定できる名称等を表示しないこと。

- ③ 参考見積書（様式第7号）：1部
 - ※消費税及び地方消費税を除いた額で記入すること。
 - ※積算内訳（様式任意）を添付すること。
- (2) 提出期限 令和5年4月28日（金）17時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送
 - ① 「提案書在中」と明記した封筒に同封すること。
 - ② 持参の場合の受付時間は8時30分から17時まで（土・日を除く）。
 - ③ 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先 参加表明書の提出先と同じ

8. 特に提案を求める事項

提案に際し、次の項目について提案を求める。なお、これに伴う経費は見積額の範囲内で調整することとする。

- (1) アンケート調査の効果的な対象選定方法や実施方法及び回収率を高めるための提案
- (2) 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」実現を目指すうえで、有効と考えられる重点的に取り組むべきプロジェクト（重点プロジェクト）について
- (3) 次期計画にSDGsとの関係性をどのように盛り込むかについて
- (4) 再生可能エネルギーの導入目標の設定に関する考え方について
- (5) 市民や事業所と連携して課題解決に向けて取り組むために、理想的な連携体制等について
- (6) 市民にとって身近な計画とするための創意・工夫等について

9. 審査方法

(1) 選定委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するため選定委員会を設置する。

なお、提案書を提出した事業者が1社のみの場合であっても、質問の回答を実施の上、選定委員会の審査により当該事業者の選定の可否を決定する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

- ① 実施日 令和5年5月9日（火）（午前中）（予定）
場所：始良市役所 加治木庁舎 多目的ホール（南庁舎2階）
※時間等は後日通知する。
- ② プレゼンテーション・ヒアリングについては、原則公開とする。
ただし、プレゼンテーション前に行う審査要領等の説明・協議及びヒ

アリング後に行う審査・採点については非公開とする。

③ プレゼンテーション・ヒアリングの手順等

ア 出席者は総括責任者を含め計3名以内とする。

イ プレゼンテーションは、参加者が提出した提案書等（拡大したもの、又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみを使用し、新たな資料提示は認めないものとする。

ウ スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、スライド用のパソコンは持参すること。

プロジェクターは「Canon LV-WX300UST」を使用するため、パソコンとの互換性、入力端子等について確認しておくこと。

エ プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後に選定委員会委員からのヒアリング（質疑）を10分程度行う予定とする。

オ プレゼンテーション・ヒアリングに参加する者は、提案者を特定できる表示等をしてはならない。

(3) 審査基準

① 審査項目及び審査基準の概要は、別表1のとおりとする。

② 提案書の評価は、全選定委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、小数点以下第2位を切り捨てとし、小数点第1位までの点とする。

③ 業務実績等（業務実績、配置予定者の状況）、提案内容（実施方針、実施体制、実施スケジュール、独自の技術提案、ヒアリング・質疑応答）の合計点が1位の者を受託候補者として最優秀者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の受託候補者とする。

④ 採点結果が同点の場合には、選定委員の投票とする。

(4) 選考結果

選考結果は、令和5年5月10日（水）（予定）に、始良市のホームページで公表するとともに、書面で通知する。また、1位の受託候補者は事業者名と得点、それ以外の者は事業者名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

なお、審査結果に関する審査請求は、受け付けない。

10 費用負担 プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

11 業務委託契約の締結

(1) 契約の交渉

審査の結果、最優秀者となった提案者と契約の交渉を行う。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の受託候補者と

契約交渉を行う。

(2) 契約の締結

当該業務委託に係る契約方法は随意契約とし、1の(4)の見積限度額の範囲内で、様式第7号により提出された参考見積価格に消費税を加算した額を上限として締結する。なお、契約保証金は、始良市契約規則(平成22年始良市規則第45号)第36条の規定により免除する。

12 その他の事項

(1) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却せず、市の業務目的以外には使用しない。また、開示請求については、不開示情報を除いて、原則開示する。

(2) 辞退の取扱い

提案書の提出を辞退しても、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いをすることはない。

(3) 提出期限以降の提案書の差替え、または再提出は認めない。また、提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出書類に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、既に受託者に選定され契約を締結した後であっても、本契約を破棄することができる。

(5) 本業務の再委託は認めないものとする。

(6) プロポーザルに係る著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、最優秀者となった提案書及び委託成果品、資料の著作権については始良市に帰属するものとする。

(7) 無効となる提案

次に該当する場合は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ② 参考見積書の価格が見積限度額を超過している場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載がなされた場合及び社会通念上看過できない行動があった場合
- ④ 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- ⑤ 選定委員又は関係者にプロポーザルに対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ⑥ 地方自治関係法令及び本実施要領に違反した場合
- ⑦ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

別表 1

第2次始良市環境基本計画策定業務
プロポーザル・ヒアリング審査項目及び審査基準

区分	審査項目	審査基準	様式	配点	
業務実績等	業務実績	同種の業務について十分な受注実績を有しているか	様式第2号 様式第3号	15	
	配置予定者の状況	本業務に従事する予定者の業務実績等の状況	様式第4号		
提案内容	実施方針	業務の目的や業務内容の理解度 業務遂行に当たっての基本的な考え方の評価	提案書	15	
	実施体制	業務に係る人員配置、業務フロー	提案書		
	実施スケジュール	業務に係る工程の信頼性・確実性	提案書		
	独自の技術提案		計画策定業務における専門性やノウハウを活かした技術提案への評価	提案書	20
			アンケート調査の実施方法、ゼロカーボンシティ実現に向けた提案など、特に提案を求めた事項への評価	提案書	30
ヒアリング・質疑応答		業務の理解度や取り組み意欲 説明や質疑に対する応答の適格性など		20	
合 計				100	

様式第 1 号

参加表明書

令和 年 月 日

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊟

第 2 次始良市環境基本計画策定業務のプロポーザル参加について、添付書類(※ 1) を添えて参加を表明します。

なお、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

番号	内 容	確 認
1	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の該当・非該当	該 当 非該当
2	指名停止の有・無	有 ・ 無
3	始良市の入札参加資格の有・無	有 ・ 無
4	暴力団又は暴力団員と密接な関係	有 ・ 無
5	民事再生法の規定による再生手続開始又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立て	有 ・ 無
6	環境基本計画策定業務(策定支援)の受注実績	実績有 実績無

※ 1 添付書類

- ① 会社概要調書(様式第 2 号)
- ② 業務実績調書(様式第 3 号)
- ③ 配置予定者調書(様式第 4 号)

連絡先(必ず記入してください。)

担当部署名

担当者名

電話

Fax.

E-mail

様式第2号

会 社 概 要 調 書

令和5年 月 日現在

企 業 名	
所 在 地	〒 TEL : FAX :
代 表 者 職 氏 名	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
売 上 高	
従 業 員 数	
会 社 の 沿 革	
業 務 概 要	
特 記 事 項	その他特記事項があれば記載する。

注1：会社の概要が分かる資料（会社案内パンフ等）を添付してください。（様式任意）
（参考資料として提出を求めるもので評価対象とはしない。）

注2：資本金及び売上高は、直近の事業年度の決算額を記入すること。

本業務を担当する支店等の概要

名 称	
所在地	
従業員数	
連絡先	(TEL) (メールアドレス)

様式第3号

環境基本計画等策定業務（策定支援）業務実績調書

NO	発注者	業務名	業務概要	契約期間 契約金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注1：地方公共団体が発注した環境基本計画等策定業務（策定支援）を元請として受注（現在、履行中の業務を含む）した業務実績について記入すること。

注2：記載する業務実績件数は、10件を上限とする。

注3：記載した業務については、該当する業務が確認できる書類として、契約書等の写しを添付すること。

※実績確認書類で上記に示す実績が確認できないものは書類選考の対象外になる。

様式第4号

配置予定者調書

総括責任者	氏名	
	所属	
	業務経験年数	通算（ 年） 現在の部門（ 年）
	業務実績	
主任技術者	氏名	
	所属	
	業務経験年数	通算（ 年） 現在の部門（ 年）
	業務実績	
担当者	氏名	
	所属	
	業務経験年数	通算（ 年） 現在の部門（ 年）
	業務実績	

注1：配置する技術者等は、貴社が本業務を実行できるとお考えの人数で記載すること。（記載欄が不足する場合は、適宜、複写等により対応すること。）

注2：3か月以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

様式第5号

質 問 書

令和 年 月 日

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊟

第2次始良市環境基本計画策定業務プロポーザルについて、次のとおり質問
します。

実施要領、仕様書等 の該当箇所	質 問 内 容

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

連絡先（必ず記入してください。）

担当部署名

担当者名

電話

Fax.

E-mail

様式第6号

令和 年 月 日

提 案 書 提 出 届

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊟

第2次始良市環境基本計画策定業務プロポーザルに下記の書類を添えて参加します。

なお、書類の記載内容については、事実と相違ないことを証明するとともに、虚偽の事項があった場合にはいかなる措置を受けても異議がないことを誓約します。

記

○ 添付書類

1 提 案 書 (様式任意)

(注:「特に提案を求める事項」を含め作成すること)

2 見 積 書 (様式第7号)

連絡先 (必ず記入して下さい。)

担当部署名

担当者名

電話

Fax.

E-mail

参 考 見 積 書

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊦

第2次始良市環境基本計画策定業務に関するプロポーザルについて、見積書を提出します。

	百万		千		円	
第2次始良市環境基 本計画策定業務委託						

注1：参考見積額が、見積限度額を超過している場合は失格となります。

注2：消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

注3：先頭数字の左欄に必ず「¥」を記入すること。

注4：積算内訳（様式任意）を添付すること。

連絡先（必ず記入して下さい。）

担当部署名

担当者名

電話

Fax.

E-mail

様式第8号

令和 年 月 日

参 加 辞 退 届

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊦

令和 年 月 日付で参加申し込みを行った「第2次始良市環境基本計画策定業務プロポーザル」について、参加を辞退したく届け出ます。

連絡先（必ず記入して下さい。）

担当部署名

担当者名

電話

Fax.

E-mail